

第34回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 平成31年2月1日(金) 午後1時30分 ～ 午後2時40分

2、開催場所 鹿島市新世紀センター 2階 会議室

3、出席委員 10名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 3番 巨瀬茂行委員 4番 山口辰郎委員

②第2 報告第 87号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
 報告第 88号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
 議案第 162号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 163号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議案第 164号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 165号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定
 により定める農用地利用配分計画(案)について
 議案第 166号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
 集積計画について

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸
主査	星野 晃希
書記	眞崎亜希子
農地利用最適化推進委員	橋口 浩

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出欠	
1	池田 好春	○	
2	小池 正人	○	
3	巨瀬 茂行	○	
4	山口 辰郎	○	
5	山口 和子	○	
6	佐藤 睦	○	
7	中村 正信	○	
8	松浦 秋行	○	
9	織田 博吉	○	
10	中尾 誠士郎	○	
計	10人		

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
	なし	

7. 会議の概要

事務局長	<p>皆さん、こんにちは。定刻5分ほど前ですけれども、只今から第34回農業委員会定例総会を始めさせていただきたいと思えます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番池田委員から10番中尾委員まで点呼をし、全委員の出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。3番巨瀬委員と4番山口委員にお願いいたします。いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べて、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみをお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断によりまして、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特に指示をされなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意ください。以上については、個々が自覚し、会議場のマナーとしてご協力をお願いします。では慣例によりまして、会長に議長をお願いします。</p>
議長	<p>改めまして、お疲れさまです。非常に天気の良い日が続いていましたが、昨日は久しぶりの雨で少しは潤ったのではないかと思います。福岡の方では雨が降らなくて、農業用水が不足して騒ぎになっているようです。鹿島ではそういうことはあつていませんが、海苔の色落ちがあつているようです。局長にお願いですが、今年度の議事録の作成を進めてください。我々も来月で任期を終えますので、任期を終えてから議事録に署名しに来なくていいようにしてください。(頑張りますという返答あり。)</p> <p>それでは通常の審議に入りたいと思えます。本日の議題は議案5件・報告2件であります。報告第87号「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」を議題といたします。本件については、一括して審議をいたしますので、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1頁から4頁をご覧ください。報告第87号について説明いたします。記載のとおり番号1から7までの7件となっています。合計38筆で面積が53,382米となっています。内訳は田が22筆で46,142平米です。畑が16筆で7,240平米です。解約事由につきましては双方合意による借人変更のためが4件。農地法第3条申請のため使用貸借の解約が1件。農業者年金経営移譲の借受人変更が1件。貸人の申出によるものが1件でございます。以上で報告第87号の説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の説明に対し、質問・意見はありませんか。 ありませんか。 (ありませんと言う声あり。) 質問も無いようですので、これで報告第87号を終わります。</p> <p>次に報告第88号「農振法第5条の規定による許可申請の取下げについて」を議題とい</p>

	たします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>総会議案・説明資料の5頁をお開きください。位置図の1頁も併せてご覧ください。番号1、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇外5筆でございます。登記地目は6筆共に畑で、現況地目は畑が3筆、樹園地3筆です。登記面積はそれぞれ2,601平米と504平米と1,548平米と2,254平米と4,488平米と2,936平米で合計14,331平米になります。譲受人は〇〇区で販売業をされている株式会社〇〇です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん69歳、会社員の方です。転用の目的は太陽光発電装置でありました。太陽光発電装置19棟の6,771.60平米と通路その他7,559.40平米を計画されていました。農地区分は2種農地です。農業委員会は平成29年8月2日の第16回総会第70号議案の3番で申請承認されていました。取下理由は当初の事業計画とおりに設備を設置することが出来ず。面積を縮小することになったためということです。縮小された5条申請がこの総会に出ています。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい。只今の説明ついて質問・意見をお伺いします。</p> <p>取下げ申請をすれば、所有権は〇〇さんに戻るのですか。</p>
事務局	所有権は動いていませんので、〇〇さんのままです。
議長	8番委員どうぞ。
8番委員	<p>昨年の夏に農地利用状況調査で現地を確認しました。重機を入れて、雑木の伐採・除根されてありました。草は生えていましたが、今後どのように利用されるのでしょうか。</p>
5番委員 (担当委員)	<p>ここは重機を入れて整地をするようにされていましたが、ほとんど整地は出来ていません。今回取り下げをして、太陽光発電の面積を縮小して何回に分けて申請されると聞いています。</p>
議長	<p>1.4町を越える面積の太陽光発電をするとすると大雨の際に一気に雨水が流れるから、排水路を作ればと提案していました。しかし、このように縮小して申請とか、斜面の一番下を切り捨てることにすれば、そのような指摘を受けなくても済むか思っているかもしれませんが、ただ、出来なかったのが、全て買収しないで残すというのは宅建業者の身勝手なやり方だと思えます。</p>
5番委員 (担当委員)	<p>当初この案件は株式会社〇〇という会社での申請でした。これを一旦取り下げて、株式会社〇〇の協同代表である〇〇さんと〇〇さんで分割して、西側の農地を〇〇さんが、東側の農地を〇〇さんが申請されるようです。ただ、斜面の一番下は原野なのですが、ここを申請されるかどうかは分かりません。</p>
事務局	<p>今5番委員からありましたように、西側の農地を太陽光発電への転用申請はこの後の議案になっています。そして、東側の農地の太陽光発電への転用申請については予定をしているということでした。まだ図面等が出来上がっていないそうです。その東にある原野部分については傾斜がきつくて日当たりが悪いので、恐らく申請はしないと言われていました。ですので、所有権移動はありません。</p>
議長	<p>この後の議案になっている案件と今農地転用の準備をされている案件を審議すれば、後残るのは原野なので、農業委員会の範疇ではないという考えでよろしいかと思えます。他に質問はありませんか。</p> <p>無いようですので、これで報告第88号を終わります。</p> <p>次に進みます。議案第162号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料は6頁です。位置図は1頁を併せてご覧ください。番号1について説明いたします。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇、同じく〇〇番地〇と同じく〇〇番地〇の3筆でございます。登記地目、現況地目共に畑と</p>

	なっています。面積はそれぞれ2,601平米、2,254平米、2,936平米で、合計7,791平米となります。譲受人は〇〇区で販売業をされている株式会社〇〇です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん71歳、会社員の方です。転用の目的及び施設の概要は太陽光発電装置でその概要は太陽光発電装置11棟2,494.80平米と通路その他5,296.20平米です。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は道路、西と北は山林、南は原野になっています。関係部署との協議はされていて、条件はなしとなっています。この案件は先程報告でありました取下げた申請を東側のみ再度の申請となっています。説明は以上です。
議 長	今回申請の3筆は位置図でどのように分かれていますか。
事務局	(ホワイトボードに描いて説明)
議 長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
5 番委員	報告第88号で取下げ申請された中から、日当たりが一番良い所、条件が良い所を再申請されています。九州電力への申請締切りの時期が迫っているようで、急がれているようでした。そのため、今回はやり易い部分だけを
議 長	質問はありませんか。 質問が無いようですので、採決したいと思います。1番について賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございました。賛成全委員により、許可相当として県へ送付することになります。 2番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2について説明いたします。総会議案・説明資料は同じく6頁をご覧ください。位置図の2頁を併せてご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は232平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん61歳、会社役員の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん71歳、農業の方です。転用の目的は露天駐車場で、その概要は4台分の駐車スペース66.00平米と小屋1棟6.00平米、通路その他が160.00平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と西と南は宅地、北は道路になっています。関係機関との協議がされており、条件なしとなっていますが、始末書が譲受人から提出されています。説明は以上です。
議 長	始末書は譲受人から出されているのですか。その説明をお願いします。
事務局	位置図をご覧ください。申請地は譲受人の住まいの隣になります。居宅とは別に小屋がありますが、この小屋の隣に鳩小屋を昨年6月に建てられていまして、この鳩小屋が譲渡人の畑に建てられていました。お二人は親戚関係のようです。 (二人は兄弟という声あり。) ここで譲受人の方からいただいている始末書を読み上げます。この度下記の土地につきましては農地法等の手続きを理解していなかったため、昨年6月から現在まで小屋を建てて利用していました。今後このようなことの無いように、農地法等の内容を十分理解し、努力して参りたいと存じますので、寛大な処置とご指導いただきますようよろしくお願いいたします。
議 長	ここで、担当委員の現地調査報告をお願いします。
6 番委員	国道207号沿いに〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇事業所があります。その裏に畑が一つだけ残っています。譲受人の方の家を訪問する場合は駐車場が狭くて、車を入れるのはいいのですが、出すのが大変でした。そのため、兄さんから畑を譲り受けて駐車場を広げたいということです。始末書にありました小屋については兄さんの許可をもらわずに建てられ

	ていたようです。ご審議の程、よろしく願いいたします。
議長	隣接した農地は無いのですね。
事務局	はい。ありません。
議長	質問はありませんか。5番委員どうぞ。
5番委員	申請地はこれまでは畑として利用されていたのでしょうか。
6番委員 (担当委員)	以前は譲渡人の方が野菜を作られていましたが、最近は作られていないようでした。
議長	よろしいでしょうか。他に質問は無いでしょうか。 (ありませんという声あり。) それでは、2番について採決します。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、2番は許可相当として県へ送付することにいたします。 次に議案第163号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第163号の1番について説明いたします。追認の案件で知事処分の案件となります。総会議案・説明資料は7頁、位置図は3頁をご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目は畑ですが、現況地目は純山林となっています。登記面積は517平米になっています。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん64歳、農業の方です。転用目的は植林となっています。スギが既に90本植えられています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と北は山林、西と南は里道となっています。関係部署との協議はされていまして、条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。説明は以上です。
議長	はい。ありがとうございました。ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
3番委員	国道444号沿いに〇〇区の公民館がありますが、そこから東側100メートル位先に見えています。もう植林されてから30～40年経っているようです。周囲には農地は見当たりませんので、ご審議の程、よろしく願いいたします。
議長	始末書が提出されていますので、事務局から読み上げてください。
事務局	申請人の方からいただいています。この度下記の土地につきましては、農地法等の手続きを理解していなかったため平成元年2月から現在まで植林して利用して参りました。今後このようなことの無いよう、農地法等の内容を十分理解し努力して参りたいと存じますので、寛大な処置とご指導をいただきますようよろしく願いいたしますとのことです。
議長	申請人の方は他にはこのようなことは無いでしょうね。
事務局	申請書を提出されたときに確認しました。他の畑では果樹等を植えてあるとのことでした。
議長	質問は無いでしょうか。 先月植林を確認した場所の隣ですよ。
事務局	はい。そうです。
議長	質問も無いようですので、採決したいと思います。議案第163号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。賛成全員により、議案第163号は許可相当として、県へ送りたいと思います。 次に議案第164号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>総会議案・説明資料の8頁をお開きください。議案第164号の番号1について説明いたします。位置図は4頁も併せてご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は1,987平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん68歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん87歳、無職の方です。譲受・譲渡理由は贈与によるとなっています。なお、農地法第3条の現地確認調書につきましては、山口農業委員さんと田中農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところがございます。説明は以上です。</p>
議長	<p>只今の説明につきまして、質問・意見はありませんか。</p> <p>ありませんか。質問も無いようですので、採決したいと思います。議案第164号について賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はい。賛成全員により、議案第164号は承認することにいたします。</p> <p>次に議案第165号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)について」を議題といたします。この案件については一括して審議します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料は9頁から11頁をご覧ください。議案第165号について一括して説明いたします。これについては総会議案・説明資料の16頁から18頁にも記載していますが、農地中間管理機構との貸借となる物件です。</p> <p>整理番号1については、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇と同じく〇〇番地〇で地目は共に田です。面積は996平米と1,157平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんとなっています。</p> <p>続いて整理番号2、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇と同じく〇〇番地〇です。地目は共に田で、面積は3,736平米と2,933平米となっています。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんとなっています。</p> <p>整理番号3、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田です。面積は623平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんとなっています。</p> <p>整理番号4、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田です。面積は2,657平米です。農地の所有者は〇〇〇〇さんですが、亡くなっておられますので、〇〇区の〇〇〇〇さんからの申出となっています。</p> <p>整理番号5、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。面積は3,050平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんですが、亡くなっておられますので、〇〇〇〇さんからの申出となっています。</p> <p>整理番号6、権利の設定を受ける者は〇〇町の〇〇〇〇さんで、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地1です。地目は田です。面積は4,587平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんですが、亡くなっておられますので、〇〇〇〇さんからの申出となっています。</p> <p>整理番号7、権利の設定を受ける者は〇〇町の〇〇〇〇さんで、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地の一部外9筆です。地目は10筆共に田です。面積は合計で12,582平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんとなっています。</p>

	<p>整理番号8、権利の設定を受ける者は同じくの〇〇〇〇さんで、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田です。面積は2,049平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。</p> <p>整理番号9、権利の設定を受ける者は同じくの〇〇〇〇さんで、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田で、面積は698平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんですが亡くなっておられますので、〇〇〇〇さんからの申出となっています。</p> <p>整理番号10、権利の設定を受ける者は〇〇区の株式会社〇〇〇〇〇〇〇で、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田です。面積は959平米です。農地の所有者は〇〇町の〇〇〇〇さんです。</p> <p>整理番号11、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田です。面積は1,436平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。</p> <p>整理番号12、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇さんで、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田です。面積は973平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。</p> <p>整理番号13、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇さんで、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田です。面積は638平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。</p> <p>これら13件のうち、11件が賃貸借権。2件は使用貸借権が設定されます。設定契約期間は10年が9件、9年1ヶ月が4件となっています。説明は以上です。</p>
議長	はい。ありがとうございました。只今の説明について質問はありませんか。8番委員。
8番委員	5番と6番はレンコンを栽培するのに、賃借料が〇,000円/10aとなっていますが、この方達が〇〇地区でレンコンを作るのに借りられた農地の賃借料はもっと安かったと記憶しています。〇,000円/10aは高過ぎるのではないですか。
議長	〇〇地区での賃借料は〇,000円/10aでした。ここと〇〇地区と違いは既にレンコン畑となっています。〇〇は田んぼをレンコン畑に変える必要がありました。ここは何の手を加えなくても、直ぐ使えます。
事務局	それに加えて、備え付けてあるポンプ等の機械が使えることになっています。
議長	議案第165号について、他に質問はありませんか。8番委員どうぞ。
8番委員	10番の案件はハウスで花を栽培されていますが、賃借料は米150kgとなっていますが、ハウスでの賃借料の相場はこの位なのでしょう。
議長	ハウスの賃借料の基準を何処がどのように作るのか、我々が高い安いの判断はなかなか難しいのでは無いでしょうか。ハウスの事例が無いのでしょうか。浜干拓辺りで無いですか。
1番委員	決まりはありません。以前はかなり高くなっていたようですが、米の価格が下がってきてからはそんなに高くはないようです。それでも米の2～3倍くらいです。
議長	2～3倍ならば、米150kgは妥当な線と思います。 他にありませんか。無いようですので、議案第165号について一括して、採決します。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。賛成全員により、議案第165号は決定することにいたします。 次に議案第166号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。この案件も一括して審議します。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>議案第166号について 農地中間管理機構との貸借を含めた分までについて説明いたします。総会議案・説明資料は12頁から18頁までとなります。この案件につきましては1議案の27件でありまして、利用権設定されているのが14件で、そのうち更新が8件で新規が6件です。農地中間管理機構との貸借が13件となっています。利用権を設定されている14件のうち、使用貸借権が4件で賃貸借権が10件です。賃貸借権設定の10件のうち、現金扱いが4件で、物納扱いが6件です。契約期間については、20年が2件、10年が1件、8年が1件、5年が9件、3年が1件となっています。ほかに農地中間管理機構との貸借が13件となっています。</p> <p>使用貸借権が設定されている案件について少し説明いたします。2番は親戚関係での使用貸借を設定されています。6番は以前からの契約の更新で、前回は米15kg/1筆の賃貸借となっていました。今回は使用貸借になっています。場所は〇〇区の〇〇の谷になります。7番は6番の隣接で縦3メートル×横25メートルほどの狭小な農地です。前回も使用貸借で利用権を設定されました。13番は報告第87号の5番とも関連していますが、農業者年金の経営移譲で実の息子から娘婿に変更されるとのことでありました。説明は以上です。</p>
議長	はい。只今の説明について質問・意見はありませんか。6番委員どうぞ。
6番委員	14頁の13番について質問します。利用権の設定を受ける者の住所が〇〇市〇〇町となっていますが、そんなに遠くから耕作に来られるのですか。
事務局	通作時間につきましては申請時に利用権の設定を受ける方へ確認しました。車で40分くらいと言われていました。通える時間とおっしゃっていました。
議長	他に質問はありませんか。それでは質問も無いようですので、一括して採決します。議案第166号について賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。賛成全員により、議案第166号は決定することにいたします。
	以上をもちまして、本日提案された全ての議題審議を終わります。
	(午後2時40分終了)

	<p>この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。</p> <p>平成31年 2月 1日</p> <p>鹿島市農業委員会</p> <p>会 長</p> <p>3番委員</p> <p>4番委員</p> <p>事務局長</p>	<p>Ⓧ</p> <p>Ⓧ</p> <p>Ⓧ</p> <p>Ⓧ</p>
--	---	-------------------------------------